

令和5年の交通事故について

	江東区内			東京都内		
	発生件数	死者数	負傷者数	発生件数	死者数	負傷者数
令和5年	1,230	6	1,344	31,385	136	34,870
令和4年	1,250	2	1,348	30,170	132	33,429
増減	-20	+4	-4	+1,215	+4	+1,441

区内の交通死亡事故について

深川警察署管内	城東警察署管内	東京湾岸警察署管内
タクシーが路肩に寄った際、後方から進行中の原付がバランスを崩し転倒し、原付の運転者が亡くなりました。	信号機のある交差点で、クレーン車と横断歩道を横断する歩行者が衝突し、歩行者が亡くなりました。	後退した貨物車と原付が衝突し、原付の運転者が亡くなりました。
道路を横断していた自転車が走行中のバイクと衝突し、自転車の運転者が亡くなりました。	信号機がない交差点で、乗用車と自転車が衝突し、自転車の運転者が亡くなりました。	交差点を右折した大型貨物車と直進の自動二輪車が衝突し、二輪車の運転者が亡くなりました。

《令和5年の区内の交通事故について》
令和4年と比較すると、死亡事故が増加し、死者6名、負傷者1,344名でした。なかでも、自転車の関与する交通事故が651件と、全体の5割以上を占めていました。

関係実施機関・団体の推進事項

江東区

- 広報活動の推進及び関係機関・団体との連絡調整
- 職員に対する交通安全運動の趣旨徹底
- 道路使用の適正化推進
- 道路上工事施工箇所の安全点検及び道路交通安全施設等の点検整備
- 高齢者への交通安全意識啓発の推進
- 福祉会館・老人福祉センターにおける交通安全指導と啓発活動の実施
- 保育園における交通安全教育の推進及び保護者に対する交通安全啓発活動の実施
- 自転車用ヘルメットの購入費用・点検整備費用の助成による自転車安全利用の促進

江東区教育委員会・私立幼稚園協会

- 幼児・児童・生徒の交通安全指導と学級活動・児童会・生徒会活動等における交通安全活動への支援
- 通学路の安全点検
- 児童館・江東きっずクラブにおける交通安全指導の実施
- 警察署の協力、指導を得た交通安全実践活動の推進

各警察署・各交通安全協会

- 広報紙・広報車等での広報啓発活動
- 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- 重大交通事故に直結する悪質違反の取締り強化
- 各種行事の開催
- 交通街頭活動の強化

深川・城東消防署

- 応急手当等の普及指導
- 交通事故防止の普及啓発の推進

東京国道事務所・東京都第五建設事務所・東京港管理事務所

- 交通安全施設の点検、整備の実施
- 道路使用の適正化の指導

運輸関係機関(東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・東京都交通局・東京地下鉄(株)・東京臨海高速鉄道(株)・(株)ゆりかもめ)

- お客様に対する安全の確保と交通安全啓発活動の実施
- 職員に対する交通安全運動の趣旨徹底

深川警察署・深川交通安全協会行事

- 4月9日 ハンドルキーパー運動 (富岡・門前仲町地区)
- 4月10日 自転車交通安全キャンペーン (木場五丁目交差点)
- 4月11日 交通安全教室 (ラーニングツリーインターナショナル)

城東警察署・城東交通安全協会行事

- 4月8日 新入学児童横断訓練 (境川交差点)
- 4月10日 城東交通安全パトロール隊街頭一斉配置 (明治通り他)
- 4月11日 カーネーション作戦 (小名木川小学校)

東京湾岸警察署・東京湾岸交通安全協会行事

- 4月10日 自転車安全利用キャンペーン (東雲イオン前)
- 4月11日 トラックストップ作戦 (夢の島交差点・東雲交差点)
- 4月12日 高齢者交通事故防止キャンペーン (東雲イオン前)

区役所のホームページでは、交通安全に関する情報を発信しています。下記よりアクセスできますのでご覧ください。



交通安全啓発
動画リンク集



春の
全国交通安全運動

令和6年 春の江東区交通安全運動

推進要領

4月6日(土)～4月15日(月)



★**東京都のスローガン**★ **世界一の交通安全都市TOKYOを目指して**
交通安全運動をきっかけに、区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組みに参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

- 重点①** こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 重点②** 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 重点③** 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 重点④** 二輪車の交通事故防止

交通事故死
ゼロを目指す日
4/10(水)

重点① こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

大人の方へ

- こどもは大人を見ている。まずは、皆さんが交通ルールを守り、こどもたちにお手本を示してください。
- 保護者の方は通学路やこどもの行動範囲にある道路と一緒に歩き、危険箇所（見通しの悪い交差点等）について一緒に考え、安全確認の方法を教えてください。

全ての歩行者の方へ

- 令和5年の都内における状態別交通事故死者数では、歩行者が約4割と最も多く、そのうち約5割が65歳以上の高齢者でした。
- 青信号で横断歩道を横断するときであっても、安全であるとは限りません。周りの安全確認をして、自動車が止まっているか、運転手が自身に気付いているかしっかりと確認してから横断してください。
- 視界が悪くなる夕暮れ時や夜間は、交通事故が多発する傾向にあります。明るく目立つ色の服装や反射材を身に付ける等して、運転手に自身の存在を知らせて事故の未然防止に努めてください。



重点② 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

全ての運転者の方へ

- 令和5年の都内における「自動車対歩行者」の死亡事故の約6割が道路横断中に発生し、そのうち約4割が「横断歩道横断中」でした。交通ルールを遵守し、歩行者等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転してください。
- 横断歩道のない交差点やその近くを歩行者が横断しているときは、その通行を妨げてはいけません。

高齢運転者の方へ

- 加齢に伴い、個人差はあるものの、視力・聴力・認知判断力等、身体機能が低下し、とっさの判断や行動ができにくくなります。走り慣れた道路でも安全確認を徹底し、適度な緊張感を持って運転しましょう。
- 運転に自信がなくなったり、運転が心配と言われたりしたら、運転免許の自主返納をお考えください。自主返納した方は、身分証明書として利用できる「運転経歴証明書※」の申請をすることができます。

※身分証明書としての利用は一部対応していない機関があります。

悪質・危険運転の根絶

- 飲酒（酒酔い・酒気帯び）運転や妨害（あおり）運転、スマートフォンを使用しながらの運転は、全て犯罪です。
- 車を運転する人に酒を勧めること、飲酒している人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。



重点③ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

自転車を利用される方へ

- 全ての自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務となっています。
- 東京都では、全ての自転車利用者における対人賠償保険等※の加入が義務となっています。事故を起こした際は、自分がけがをするだけでなく、相手にけがを負わせてしまうことがあります。これらの場合に備えて、保険等に加入しましょう。
- ※自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済
- 事故の加害者にも被害者にもならないように、「自転車安全利用五則」を守りましょう。

江東区では、ヘルメット購入費用と自転車点検整備費用（TSマーク取得費用）に対して、それぞれ最大2,000円を助成する事業を実施しています。詳細は、区HPをご確認ください。



電動キックボードを利用される方へ

- 電動キックボードは車道走行が原則です。ルールを守って正しく利用しましょう。
- 特定小型原動機付自転車に該当しない電動キックボードは、運転免許が必要です。
- 運転免許が不要な電動キックボードにおいても、16歳未満は運転禁止です。
- ナンバープレートの取り付けが必要です。
- 電動キックボードもヘルメットの着用が努力義務となっています。
- 飲酒運転は犯罪です。絶対にやめましょう。



「自転車安全利用五則」

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



重点④ 二輪車の交通事故防止

二輪車を利用される方へ

- 令和5年の都内における二輪車の交通死亡事故は、前年と比べて4件増加しました。二輪車や自己の運転技量を過信することなく、安全運転を心がけましょう。
- スピードの出しすぎや急な進路変更、すり抜け等の危険運転は、重大事故を誘発します。常に細心の注意を払い、適度な緊張感とゆとりを持って運転してください。
- ヘルメットのおごひもは、指が一本入る程度に締めるのが適正です。
- 胸部・腹部を守るプロテクターも着用しましょう。

